

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、株主・投資家のみならず、社員や取引先等、全てのステークホルダーから正しく理解され、ステークホルダーとの間に生まれる信頼と共栄の関係を継続させることができ、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の最大化を実現するものと考えております。この意識を念頭に置き、全てのステークホルダーから信頼を得る企業を目指すべく、コーポレートガバナンスの充実を経営上の最も重要な課題の一つとして位置付けております。

これらを実現するために、経営の健全性、効率性及び透明性を高め、経営の意思決定、業務執行・監督、内部統制等について適宜適切な体制を構築してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】[更新](#)

(補充原則4-1-3)

代表取締役社長等の後継者の計画を重大な問題点として認識しており、今後取締役会及び執行役員会等を通じてグループ全体として適切に計画を立案し、実行していきたいと考えております。

(補充原則4-11-3)

取締役会全体の実効性について代表取締役社長が適宜に行う各取締役へのヒアリングを通じて分析・評価を行っております。その結果の開示につきましては今後検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】[更新](#)

コーポレート・ガバナンスコード(原則1-4)、(原則1-7)、(原則3-1)、(補充原則4-1-1)、(原則4-8)、(原則4-9)、(補充原則4-11-1)、(補充原則4-11-2)、(補充原則4-11-3)、(補充原則4-14-2)、(原則5-1)の各原則については、当社ホームページ内「コーポレートガバナンス」にて開示を行っております。

詳細に関しましては以下のURLよりご覧ください。

<<http://company.golfdigest.co.jp/ir/policies/governance/>>

2. 資本構成

外国人株式保有比率 [更新](#)

10%以上20%未満

【大株主の状況】[更新](#)

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ゴルフダイジェスト社	3,250,000	18.22
石坂信也	3,248,600	18.21
木村玄一	1,250,000	7.00
日本マスター・トラスト信託銀行株式会社(信託口)	970,900	5.44
木村正浩	900,000	5.04
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	878,300	4.92
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	517,294	2.90
大日本印刷株式会社	276,000	1.54
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) SUB A/C NON TREATY	182,900	1.02
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	167,000	0.93

支配株主(親会社を除く)の有無

—

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 第一部
決算期	12月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情更新

当社の大株主第3位である木村玄一氏、第5位である木村正浩氏は、当社の社外取締役であると共に、当社大株主第1位である株式会社ゴルフダイジェスト社の代表取締役、専務取締役を務めております。当該第1位、第3位、及び第5位を合算した当社所有株式数は5,400,000株となり、その所有割合は30.27%となります。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	5名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3名

会社との関係(1) [更新](#)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
木村 玄一	他の会社の出身者								○	○	
木村 正浩	他の会社の出身者								○	○	
橋岡 宏成	弁護士										
本田 隆男	他の会社の出身者										
岩澤 俊典	他の会社の出身者									○	

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) [更新](#)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
木村 玄一		当社の取引先であり主要株主である株式会社ゴルフダイジェスト社の代表取締役社長であります。	当社の属するゴルフ業界に関する深い造詣から、当社事業推進における施策に対し、様々な助言、意見を当社の経営に活かしていただきたいため、選任いたしました。
木村 正浩		当社の取引先であり主要株主である株式会社ゴルフダイジェスト社の専務取締役であります。	当社の属するゴルフ業界に関する深い造詣から、当社事業推進における施策に対し、様々な助言、意見を当社の経営に活かしていただきたいため、選任いたしました。
			弁護士として培われた企業法務の幅広い知識・経験を当社の経営に活かしていただくとともに、法律の専門家として当社の経営全般に対して提言いただくことにより当社のコーポレートガバナンス強化が期待できるため、選任いたしました。

橋岡 宏成	<input type="radio"/>	該当事項はありません。	<独立役員指定理由> 当社の論理に捉われず、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で経営を監視していただくことで、取締役会の透明性の向上および監督機能の強化に繋がるものと判断して独立役員に選任いたしました。
本田 隆男	<input type="radio"/>	該当事項はありません。	経営者としての見識が高く、資本政策や事業計画等の当社経営施策の根幹を成す重要事案に対して、有識者として様々な見解や助言を当社の経営に活かしていただきたいため、選任いたしました。 <独立役員指定理由> 当社と特別な利害関係はなく一般株主との利益相反の恐れもないこと、また企業経営における豊かな経験と見識に基づき、客観的で広範かつ高度な視野から当社の企業活動に助言いただき、取締役会の監督機能の向上に繋がるものと判断して独立役員に選任いたしました。
岩澤 俊典	<input type="radio"/>	当社の取引先であるアビームコンサルティング株式会社の代表取締役社長であります。	グローバルに事業展開するIT関連企業経営者としての企業経営に関する豊富な経験・実績と高い見識を有しており、当社の資本政策、IT関連施策及び事業計画等の経営施策の根幹を成す重要事案につき、有識者として様々な見解や助言を当社の経営に活かしていただきたいため、選任いたしました。 <独立役員指定理由> 当社の論理に捉われず、IT企業経営に関する豊富な経験・実績と高い見識を活かし、取締役会の活性化に貢献していただけるものと判断して独立役員に選任いたしました。当社との間に重要な取引関係等はありません。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 [更新](#)

監査役会、経理・財務・経営管理等の関係部門が連携して、十分な監査日程の確保に努めるとともに、外部会計監査人が適切な監査を実施できるよう、外部会計監査人の要望に即時に対応できる体制の確保に努めております。

監査役会と会計監査人は、監査役会において通年行われる業務監査・会計監査の状況、取締役会等の決定機関における審議内容等につき、適宜会計監査人との会合の場を設け、情報・意見の交換及び指摘事項の共有を行い、適正な監査の実施及び問題点、指摘事項の改善に努めています。

また、内部監査を担当する監査室は、年間監査計画のもと内部監査を実施し、監査報告書を代表取締役に提出しております。その監査結果、指摘事項、改善状況等につき監査役と情報共有を行い、相互連携の強化を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
國保 雅昭		該当事項はありません。	大手金融機関での豊富な経験と幅広い見識を当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任いたしました。
村西 重孝		該当事項はありません。	これまでの職務経歴において培われてきた主計部門に関する深い造詣と高い知識を監査体制の強化に活かしていただきたいため、選任いたしました。
上住 敬一		該当事項はありません。	公認会計士の資格を有しており、専門的な知識、経験を当社の監査体制の強化に活かしていただきたいため選任をいたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新

3名

その他独立役員に関する事項

東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえ、独立役員(社外取締役及び社外監査役)の選任に際しては、現在または最近5年以内において以下の基準に該当しない者であって、経歴や当社グループとの関係を踏まえ、当社グループから独立した立場で職務を遂行できる十分な独立性が確保できる者を選任しております。

- A. 当社グループを主要な取引先とする者またはその業務執行者
- B. 当社グループの主要な取引先またはその業務執行者
- C. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家
- D. 当社グループを主要な取引先とするコンサルティング事務所、会計事務所または法律事務所に所属している者
- E. 最近1年以内に当社の親会社または子会社の業務執行者、業務執行者でない取締役あるいは監査役であった者
- F. 上記AからEまでのいずれかに掲げる者(重要でない者を除く)の近親者
- G. 当社グループの取締役及び監査役、執行役員の近親者

当該基準に基づいて3名の独立役員(社外取締役)を選任しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

役職員の業績向上への貢献意欲及び士気を高める目的で、ストックオプション(新株予約権)制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

平成25年5月10日開催の取締役会決議に基づき、以下の概要のストックオプションを発行いたしました。

付与対象者 当社取締役及び従業員 56名

行使期間 平成26年2月14日から平成29年2月13日

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書及び事業報告において、当該期における取締役・監査役・社外役員それぞれの報酬総額を開示いたしております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 [更新](#)

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等の額は、国内企業の水準及び経営内容、従業員給与等とのバランスを考慮し、株主総会が決定する報酬総額の範囲内において、役位及び担当職務、各期の業績等を総合的に勘案して、取締役会により決定しております。なお、役員退職慰労金は、社内規程に基づき取締役会において決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】[更新](#)

社外取締役及び社外監査役が、それぞれ適切に自らの業務を遂行するために、自身が保有する情報に不足がある場合、取締役は各自が取締役会事務局を通じて、監査役は主に常勤監査役が内部監査部門、リスク統括部門を通じて、情報や資料の提供を求めることができる体制となっております。また、それぞれ要請を受けた部門は、適宜情報や資料を提供しています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)[更新](#)

取締役会は、経営監視機能の客観性、中立性を高めるため、全8名のうち5名が社外取締役で構成されております。また、全員が社外監査役で構成される監査役会を設置し、取締役の職務執行の厳正な監査を行っており、経営監視機能の客観性・中立性は十分に確保されております。

その中で、当社は、取締役会の機能をより強化し、経営効率化を促進すべく、執行役員会を設けております。執行役員会は執行役員にて構成され、取締役会が決定した基本方針に基づき、重要な業務の執行及び計画について協議を行っております。執行役員の選任及び解任は、取締役会の決議により行われます。執行役員は、取締役会により委嘱された業務を遂行し、迅速かつきめ細かい業務執行が可能となるよう経営体制を整備しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 [更新](#)

経営監視機能の客観性・中立性が高まるとの判断から、全員が社外監査役で構成される監査役会を設置し、社外監査役3名による厳正な監査を行っております。また、取締役全8名のうち5名が社外取締役で構成される取締役会により、業務執行に関する実効性の高い監査・監督を適行しております。このように、監査役会及び取締役会の果たすべき役割を十分に發揮できるものと判断し、この体制を選択しております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

補足説明	
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主が総会議案の十分な検討期間を確保できるよう招集通知の早期発送に努めるとともに、当社ホームページ及び東京証券取引所のホームページ等を通じて、招集通知に記載した情報を早期開示できるよう努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会が株主との建設的な対話の場であることを認識し、少しでも多くの株主が出席できるよう、株主総会の開催日は極力集中日を回避した日程で設定することとしております。この考えに基づき、平成25年以降の定時株主総会は、午後に開催しております。
招集通知(要約)の英文での提供	機関投資家が議決権行使しやすい環境の整備や、海外の株主に向けた英文による情報提供が必要であると認識し、招集通知の英訳版を当社ホームページ及び東京証券取引所のホームページで開示しております。
その他	定時株主総会では、議長を務める代表取締役社長が、法令で定められた報告事項に加えて、将来の見通し等を説明し、当社の事業内容及び事業戦略への理解促進と、相互コミュニケーションの向上を図っております。併せて招集通知(日本語版及び英訳版)は、TDnet及び当社ホームページに掲載し、株主総会の活性化を図るとともに議決権行使に係る適切な環境を整えております。

2. IRに関する活動状況 更新

補足説明		代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	全ての株主の権利が実質的に確保されるように、株主に充実した情報を迅速かつ的確に提供するためのIR活動を行っております。IR活動に際しては、当社グループの経営方針や事業戦略、業績、財務等に関する情報をわかりやすく、公平かつ正確に提供することを基本方針としており、金融商品取引法等の諸法令及び東京証券取引所の定める「有価証券上場規程」に従い、速やかに情報を開示しております。また適時開示規則には該当しない場合でも、株主にとって有用と思われる情報については、適時開示の趣旨を踏まえて適切な方法により迅速、正確かつ公平に開示を行う方針しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	当社への理解を深めていただくため、年に2回以上定期的に会社説明会を開催しております。また、その際の説明資料をTDnet及び当社ホームページを通じて開示しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	IR専用ページ「株主・投資家の皆様へ」を設けております。「IRニュース」では、迅速なIR情報の発信に務めております。また、「IR資料室」等では、適時開示情報や法定開示情報等をはじめ、決算説明会資料などのIR情報をタイムリーに掲載しております。その他、社長メッセージ、IRポリシー、コーポレートガバナンスを掲載した「経営方針」、年間のIRスケジュールを掲載した「IRイベント」、図表を用いて財務状況をわかりやすく発信する「財務指標」、株式実務に関する情報を掲載した「株式情報」等にて株主にとって有用となる様々なIR情報を発信しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社最高財務責任者がIR担当部門を管掌しており、代表取締役社長もIR活動に積極的に関わっております。また、広報・IR担当部門を設置しております。	
その他	当社グループでは、株主構成を踏まえ、海外の株主・投資家に向けた英訳版のホームページを開設するとともに、会社案内、決算短信、決算説明資料、招集通知の英訳版を作成し、これらを当社ホームページ等へ開示し、海外投資家への英語での情報提供を進めております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明	
	当社グループでは、ゴルフを通じて社会に貢献するという思いを込めて「ゴルフで世界をつなぐ」というミッションを掲げており、ステークホルダーとの対話と協働を通じて、グローバルな視点で社会的責任を果たす活動を自主的かつ積極的に推進しております。 具体的な活動には、ゴルフ用品のEC販売に際し、商品発送用梱包材をできる限り省資源化・軽量化する取組みを続けております。この結果、取組前と比較して商品1つあたりの段ボール

環境保全活動、CSR活動等の実施	<p>使用量が削減され、資材費や輸送費の削減にもつながっております。この取り組みは、経済産業省の容器包装の合理化に関する取組みの事例として採用されております。</p> <p>また、開発途上国の飢餓と先進国の肥満や生活習慣病の解消等を目的とする、「Table for Two」への参画を通して、グローバルな社会の構成員として責任を果たす活動を行っております。</p> <p>今後も、定期的に開催される執行役員会及び取締役会において、当社グループらしい社会貢献の在り方について、審議・検討してまいります。</p>
ステークホルダーに対する情報提供に関する方針等の策定	<p>株主・投資家に対し、当社グループの経営方針や事業戦略、業績、財務に関する情報を分かりやすく、公平かつ且つ正確に提供することを基本方針としております。</p> <p>このような基本方針のもとに具体的な対話施策を実現すべく、最高財務責任者統括のもと、開示を担当する広報・IR担当部門は、他部署との連携を図りながら、社内外の情報を共有し、迅速に開示できる体制を構築しております。</p> <p>また、ステークホルダーが当社グループに関する情報を公平かつ容易に取得する機会を確保するため、当社ホームページ上に適時開示情報の他、ステークホルダーにとって有用と思われる情報を隨時掲載しております。</p>

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容及び運用状況の概要は以下のとおりであります。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するために、社外監査役3名で構成する監査役会を設置し、取締役の職務執行の厳正な監視を行っております。加えて、意思決定の妥当性を高めるため、社外取締役を任命し、また会計監査人による厳正な会計監査が実施されております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の文書管理規程及び情報セキュリティ基本規程に基づき、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体(以下「文書等」という。)に記録・保存し、取締役及び監査役は常時これらの文書等を閲覧することが可能となっております。

なお、文書管理規程の改廃は執行役員会審議の上で代表執行役員の決議、情報セキュリティ基本規程の改廃は取締役会の決議をもって行われております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社ならびに子会社からなる企業集団(以下、「当社グループ」といいます。)は、環境・災害・品質・売買管理等に係るリスクに対し、各部署において、ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアル作成・配布等を行っております。さらに個人情報及び情報セキュリティならびに当社グループ全体のリスクマネジメントを推進するリスク統括部門を設置しております。リスク統括部門は、予め想定されるリスクを分類し、迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を確保し、各部署の日常的なリスク管理体制の運用と状況を監視しております。また、定例会議を毎月開催し、当社グループ全体のリスクに関する情報の共有及び各種対応の報告等を実施しております。

なお、有事の際は危機管理規程及び関連マニュアルに基づき「緊急対策室」が設置され、危機管理を統括いたします。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、経営方針、その他の経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行状況を監督いたします。

また、取締役会の経営監視機能の客觀性、中立性を高めるため、社外取締役を選任しております。

取締役会規程に基づき、定時取締役会を月1回、または必要に応じて臨時取締役会を随時開催しております。取締役会には監査役も出席し、業務の執行状況について、法令及び定款に違反していないかどうかのチェックを行うとともに、必要に応じて意見を述べております。

当社グループの業務の運営・執行については、経営計画、年度予算の立案、全社的な目標の明確な設定、各部署への目標付与を行い、その達成に向けた具体策を立案・実行しております。

また、取締役会の機能をより強化し、経営効率化を促進すべく、執行役員会を設けております。執行役員会は、執行役員にて構成され、取締役会が決定した基本方針に基づき、重要な業務の執行及び計画の協議を行っております。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループのコンプライアンス体制に関する各種規程は、全役職員が法令及び定款ならびに社会規範を遵守した行動をとるための行動規範であります。

リスク統括部門は、当社グループのコンプライアンスへの取り組みを統括するとともに、企業取引審査及び業務委託先管理等、当社グループ使用人への教育・啓発活動を継続的に企画・実行しております。また、内部監査部門は定期的に内部監査を実施し、取締役社長へ監査報告を行うとともに、必要に応じ改善措置を勧告しております。

当社グループの役職員が法令違反及び不正行為等のコンプライアンス違反の発生またはそのおそれのある状況を知った場合に、社内及び外部機関に直接通報することができる内部通報制度を設置しております。内部通報時には、通報者の匿名性及び通報内容の機密性に充分な配慮を行い、当社グループは通報者に対し不利益な取扱いを行いません。

6. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社グループは、企業集団における業務の適正を確保するために、企業の方針・戦略・管理・運営を行う体制とリスク管理を行う体制を構築しております。

リスク統括部門は、当社グループ全体のリスクを洗い出し、リスク対策の検討を実施、リスク対応体制の構築と運営、コンプライアンス・プログラムの進捗管理等を実施しております。また、当社グループの役職員に対して、その役職・業務内容に応じて必要な研修を計画及び実施しております。

当社グループの子会社には当社の役職員を役員として派遣するとともに、重要な事項に関しては子会社から当社への報告を行う体制を構築しております。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項

当社は、必要に応じて監査役の業務を補助すべき使用者を監査役スタッフとして置くこととしております。監査役スタッフは、監査役より監査業務補助に必要な命令を受けた場合、客觀性担保のため、その命令に関し、取締役の指揮命令を受けません。また、監査役スタッフの人事異動、評価、懲戒処分等については、監査役の意見を尊重し対処いたします。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役は、取締役会等の重要な会議において、その担当する業務の執行状況及び子会社の業務執行状況を監査役に対し隨時報告しております。

また、当社グループの役職員は、以下に定める事項につき、発見次第速やかに監査役に対し報告を行います。なお、当社は、監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行いません。

ア)会社に著しい損害が発生するおそれがある事項

イ)重大な法令及び定款違反に係る事項

ウ)リスク管理に係る重要な事項

エ)当社グループから報告を受けた重要な事項

オ)その他経営上重要と判断される事項

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、会計監査人、内部監査部門等より定期的に報告を受け、意見交換会を実施しております。また、必要に応じ、取締役及び使用人に対しヒアリング等を行っております。

監査役会は、監査の実施にあたり必要と認める場合は、独自の判断において弁護士・公認会計士等の外部機関を活用し、監査業務に関する助言等を受けることができます。

監査役が職務の執行に必要な費用について請求した場合、当社は、当該請求に係る費用または債務が監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、これを支払うこととしております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は暴力団等の反社会的勢力による接触、不当要求に対しては毅然とした態度で対応し、断固たる姿勢で反社会的勢力との関係排除に取り組んでおります。そのために、当社は「反社会的勢力に対する基本方針及び対応に関する規程」及び関連するガイドラインを制定しております。

また、リスク統括部門を反社会的勢力への対応の統括部門とし、リスク統括部門は、所轄警察・加盟外部専門機関・顧問弁護士との連携体制の構築を含む、管理体制の整備・構築及び被害防止のための社員研修を実施しております。

当社は、あらゆる暴力を排除し、企業防衛を図ることを目的として、「社団法人警察管内特殊暴力防止対策連合会」に加盟し、同団体で開催される研修会に参加することにより、企業防衛に必要な情報の収集を行っております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 [更新](#)

情報管理体制と運用状況

当社は、東京証券取引所の有価証券上場規程に則り、以下の手続きを遂行致しております。

(1) 広報・IR担当部門は、各事業部からの外部公表予定の情報を取りまとめる。

(2) 執行役員会において、その重要性を判断し、

ア) 「適時開示が求められる会社情報」に該当するもの

イ) 「適時開示が求められる会社情報」に該当しないが、投資家の投資基準に重要な影響を及ぼすものと思われるもの

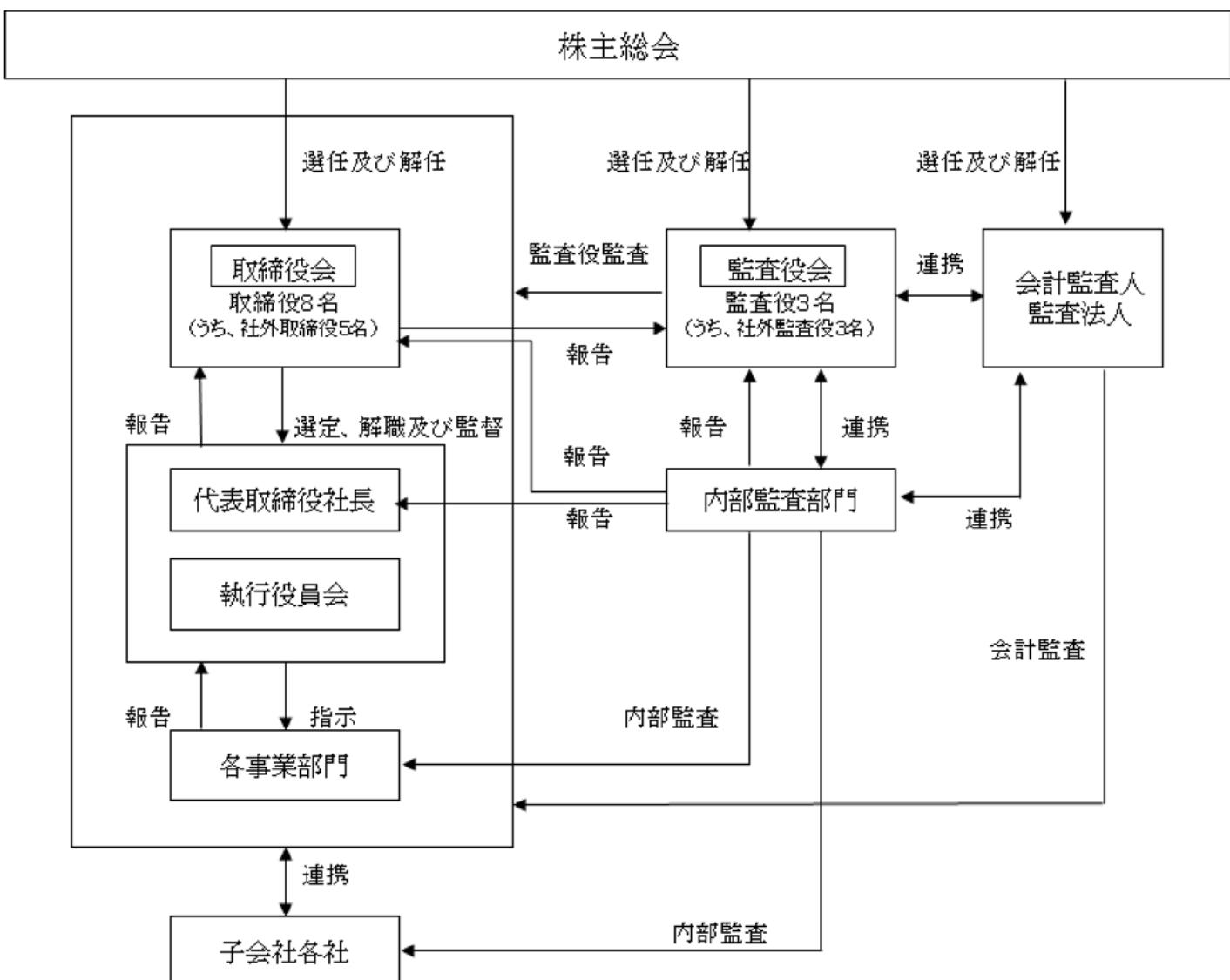
ウ) 上記ア)、イ)に該当しないもの

に区分した上で、外部公表の是非を協議する。

(3) 執行役員会で外部公表をすべきと判断したものについて、取締役会においてその内容と外部公表の承認を得る。

(4) 最終的にア)及びイ)の項目について、極力、東証上場部に事前相談した上で、IR担当責任者(当社の場合、最高財務責任者)の命を受けた者がTDnetに掲載の手続きを行う。

【コーポレートガバナンス体制図】



【適時開示体制図】

